

令和 7 年度

資機材搬送車仕様書

十日町地域広域事務組合
(十日町地域消防本部)

資機材搬送車仕様書

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、十日町地域広域事務組合（以下「甲」という。）が令和7年度に購入する資機材搬送車「トラック」（以下「車両」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 関係法令

車両は、この仕様書に定めるほか「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）及びその他関係法令等に適合し、緊急自動車として承認を受けたものであること。

3 製作上の問題処理等

- (1) 車両の製作に当たっては、その使用目的を十分に達成するため、受注者（以下「乙」という。）は誠意をもって製作を行い、仕様内容に疑義が生じた場合は、その都度速やかに甲と協議を行い解決すること。
- (2) 仕様変更は、甲の承認を得ることとし、工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じた場合は、乙において問題を解決し、その旨を甲に報告すること。

4 提出書類

- (1) 車両の製作進行にあたり、乙は甲と製作上の打ち合せを細部にわたり十分行い、必要な指示を受け次の関係書類（A4版に製本）各2部を契約締結後速やかに提出し、承認を受けた後、ぎ装に着手すること。
 - ア 製作承認図（前、後、頂、両側面の5面図）
 - イ 製作工程表
 - ウ 取付品及び付属品の明細一覧表
- (2) 完成検査時に次の関係書類（A4版に製本）を各2部提出すること。
 - ア 完成図面（前、後、頂、両側面の5面図）
 - イ シヤシ取扱説明書（シヤシ取付品含む）
 - ウ 電気配線図（リレー・ヒューズ・アンペアを明示したもの）
 - エ 取付品等の取扱説明書
 - オ 工程写真（写真を保存したCDも提出）
 - ※製作工程に基づく写真（シヤシから完成までの状況）
 - カ 車検証（写）

- キ 緊急自動車届出確認証（写）
- ク その他甲が指示するもの

5 検査

(1) 中間検査

工程状況により甲と日程を調整し、承認図書をもとに中間検査を実施する。

中間検査の日程は、製作工程表に基づき、あらかじめ文書で協議すること。

なお、検査に係る甲の費用は、全て乙が負担すること。

(2) 完成検査

工程状況により甲と日程を調整し、仕様書及び承認図書をもとに車両全般の最終完成検査を甲の指定する場所において実施する。

(3) その他

各検査には必ず検査員が立会い、指示事項及び確認事項は乙が記録の上、書面を取り交わすこと。

第2章 車両仕様

1 概要

車両は、最大積載量2トンのシングルキャブのトラックとし、ハイルーフ、セミロングタイプの寒冷地仕様とする。荷台は、垂直昇降式テールゲートリフター及び幌付きとする。その他、機動性、耐久性を高めた走行安定性の良い緊急車両であるとともに、運転操作性、点検整備が容易な構造であり軽量的にぎ装すること。

取付品、付属品等は安全確実に取付けでき、かつ、容易に取り外しができる堅固な構造であること。また、下記に記載されている以外の内容は、メーカー仕様とすること。

2 シヤシ主要諸元

(1) 車種等

ア トラック

イ 最大積載量2トン

ウ シングルキャブ

エ ハイルーフ

オ セミロング

カ 垂直昇降式テールゲートリフター付き

キ アコーディオン幌付き

- (2) エンジン ディーゼルエンジン
- (3) 総排気量 3,000cc 以下
- (4) 最高出力 110kW(150PS)以上
- (5) 駆動方式 四輪駆動方式
- (6) 変速機 9速デュアルクラッチトランスミッション
- (7) 乗車定員 3人
- (8) 車体寸法
 - ア 全長 5250 mm程度
 - イ 全幅 1890 mm程度
 - ウ 全高 2165 mm程度
 - エ 床面地上高 975mm 程度
 - オ 荷台内寸法
(長さ/幅/アオリ高さ) 3540mm 程度×1790mm 程度×380mm 程度
- (9) ヘッドライト LED (標準装備)
- (10) フォグランプ LED (標準装備)
- (11) 先進運転支援システム (標準装備)
 - ア 車線逸脱警報
 - イ ふらつき警報
 - ウ 先行車発信お知らせ機能
 - エ 車間距離警報
 - オ プリクラッシュブレーキ (直進時)
 - カ ブラインドスポットモニター

3 装備品

- (1) スタッドレスタイヤ 6 本 (ホイール付き)
- (2) スペアタイヤ夏冬 (ホイール付き)
- (3) フロアマット (全席防汚型)
- (4) チェーン (ダブルタイヤ用)
- (5) GPS ナビゲーション (AM/FMラジオ付、地図更新可能型)
- (6) バックモニター
- (7) ドライブレコーダー (前後方)
- (8) サイドバイザー
- (9) エアコン
- (10) 自動車用 ABC 粉末消火器 6 型
- (11) 100V コンセント
- (12) シャンメーカー固有工具一式
- (13) ゴム製車輪止め

第3章 ゑ装等

1 概要

ぎ装等は下記によることとし、取付け位置等の詳細については、甲と十分に協議すること。なお、走行中の振動等により破損を生じないようぎ装し、車両の軸重配分を十分考慮し、取り付けること。

2 車体機装

車体機装等は次に定めることとするが、詳細については組合と十分協議すること。

(1) 垂直昇降式テールゲートリフターは、次の条件を満たしていること。

ア リフト能力は、1000 kg以上とする（リモコン付き）。

イ プレート寸法（長さ）は、1100 mm程度とする。

ウ プレートにキャストストッパーを取り付けること。

(2) 幌の設置は、次の条件を満たしていること。

ア 幌はアコーディオン式とし、キャブ側へ格納できる構造とすること。また、格納状態でも走行可能な仕様とすること。

イ 幌の高さは、荷台床面から 1800 mm程度とすること。

ウ 幌の固定、骨組みは堅固な作りとし、風、雪等の影響を受けても運用に支障がないものとする。

エ 幌は、防水又は撥水加工を有したものとする。

オ 後部幌の被りは、垂直昇降式テールゲートリフターに貼り付ける文字が見えなくならないように調整すること。

カ 幌の色は、消防色（朱色）に準じた色とすること。

キ 幌の外側後面上方左右に作業等を取り付けること。スイッチは、容易に操作が可能な位置とすること（詳細は別途協議）。

(3) 荷台は、次の条件を満たしていること。

ア 幌の格納状態時に3方開ができる構造とすること。

イ 床面材は、アルミ縞鋼板張りとする。

ウ 床面に埋没式ステンレス製D環を対になるように設置すること（設置位置、数量は別途協議）。

エ あおり左右の内側にラッシングレールを取り付けること。

オ 荷台内全域を照射できる作業灯をキャブ後面上方左右に取り付けること。スイッチは作業灯でON/OFFできるものとする。

(4) 消防章

車両前面（フロントグリル中央部）に強固に取り付けること。

(5) 散光式警光灯等

ア 散光式警光灯は、緊急走行時対向車等に見やすい位置（屋根上の前

方)に強固に取り付け、関連機材の配線を体裁よく行うこと。また、取付け部分については、水滴等が溜まらない構造とし、防水処置を施すこと。なお、必要に応じ台座等を設置すること。

イ マイク及び音声合成付き電子サイレンアンプは、運転席及び助手席から操作しやすい位置（コンソールボックス内等）に取り付けること。

(6) 赤色点滅灯

車両前面バンパー上方付近及び幌後面上方付近に強固に取り付け、防水処置を施すこと。なお、必要に応じ台座等を設置すること。

(7) 標識灯

標識灯は、散光式警光灯と一体型とすること。なお、標識灯には黒文字丸ゴシック体で「十日町」（左書き）と記入すること。

(8) スイッチ等

散光式警光灯、電子サイレン及び赤色点滅灯のスイッチは、運転席及び助手席から操作しやすい位置とすること。なお、電子サイレンは、散光式警光灯及び赤色点滅灯と連動させること。

(9) バッテリー

車両運用における全ての電装品、装備品を使用した際に十分かつ余裕を持った容量とすること。

(10) 消火器

車両中央下部付近に強固に取り付けること。なお、必要に応じ台座を設置すること。（詳細は別途協議）

(11) 100V コンセント

キャブ室内に 100V コンセント 2 口を設けること（詳細は別途協議）。

(12) パンチングメタル

キャブ室内の収納スペースを確保するため、キャブ室内の後部壁面の取り付け可能な位置にパンチングメタルを設置し、S 字フック等を取り付けられる構造とすること（設置位置、数量は別途協議）。

(13) 無線電話装置

ア 無線機本体及び車両運用端末装置（以下「AVM装置」という。）は、既存のものを移設とし、アンテナ及びケーブル等については、新規製品を使用すること。

イ 屋根上に無線用アンテナ×2本を取り付け、ケーブルを敷設すること。

なお、屋根部分の開孔部は完全な防水処置をすること。

ウ 無線機等の電源について、無線機本体は、エンジンキーON・OFFで連動するものとし、AVM装置は、装置本体で行うものとする。また、甲の指定する業者が無線機本体一式及びAVM装置一式を取り付け、受信送話調整を行うこと。

- エ 無線機本体一式及びA V M装置一式については、運転席及び助手席から操作しやすい位置に取り付けること（詳細は別途協議）。
- オ 無線機関係の取付けに関する一切の費用を乙が負担すること。

3 取付品及び付属品

別表 1 及び 2 のとおりとすること。

4 塗装及び記入文字

- (1) 車体各部に十分な防錆処理を施すとともに、次により塗装すること。

- ア 外装は、消防色（朱色）とする。

- イ 下回りは、黒色アンダーコート剤による防錆処理を施すこと。

- (2) 記入文字

- ア 車両の前部助手席側に白文字丸ゴシック体で「十日町 T R 2」と記入すること。

- イ 車両後部の垂直昇降式テールゲートリフター下部中央部に白文字丸ゴシック体で「新潟県十日町地域消防本部 十日町 T R 2」と記入すること。

- ウ 車両の両側（前部側下部付近）に白文字丸ゴシック体で「十 T R 2」と記入すること。

- エ 車両の両側ドア中央部に「十日町地域消防本部」と記入すること。

- オ 車両の両側ドア中央部に組合指定のエンブレムを貼り付けること。なお、「十日町地域消防本部」と記入する下部とすること。

- カ 車両の上部（対空標示）に白文字丸ゴシック体で「十日町 T R 2」と 2 段で記入すること。

- キ 再帰性に富んだ反射テープを車両外周に貼り付けること。

- ク 文字の記入は全て左書きとすること。なお、文字の材質は反射シートとすること。

- ク 文字の詳細な位置や大きさ等については、担当者と協議し決定すること。なお、記入文字入れ及び反射テープ貼り付けについては、甲の指定する業者が行うこと。

第 4 章 保証等

ぎ装部分の保証期間は納入後 2 年間とし、期間中に欠陥、故障等（事故及び過失による損害は除く。）が生じたときは、速やかに乙の責任において無償で修理、交換及びその他の必要な措置を講ずること。取付品等の保証期間は納入後 1 年間とし、同様な扱いとすること。

ただし、製作上の欠陥による故障は、期間にかかわらず甲の使用期間中保

証するものとする。

第5章 納入場所及び納期

1 納入場所

十日町地域消防本部

2 納期

令和8年3月31日（火）

第6章 補則

- 仕様書に定めない事項についても、乙の公示した仕様及び機能、工作上当然必要と思われるものは施工し、本仕様書に疑義が生じた場合は、甲と協議し指示に従うこと。
- 車両の登録、その他納車等に要する一切の費用は乙が負担すること。なお、重量税、自賠責保険料、リサイクル料金も含むものとする。
- 車両は、緊急自動車として承認が得られるものであり、緊急自動車届出確認証の手続は乙が代行すること。また、緊急自動車届出確認証交付後、申請書と合わせて甲に提出し、納車すること。
- 完成車の納車時は、各部清掃、ワックス掛け、注油等の手入れを十分に行っておくこと。また、車両の燃料タンク、必要なオイル等は満量とすること。
- 納車後、甲が指定する日時及び場所において職員に対し、取扱い説明を行うこと。

別表1（取付品及び取付装置）

No.	品 名	仕 様	数量
1	消防章	プラスチック製 Φ150	1 個
2	散光式赤色警光灯	パトライト社製又は同等品	1 式
3	電子サイレンアンプ（マイク付き）	パトライト社製又は同等品	1 式
4	赤色点滅灯（前面）	パトライト社製又は同等品	4 個
5	赤色点滅灯（後面）	パトライト社製又は同等品	2 個
6	キャブ後面作業灯	国産メーカー	2 個
7	幌後面作業灯	国産メーカー	2 個
8	ドライブレコーダー（前後方）	国産メーカー	1 式
9	カーナビゲーション	国産メーカー	1 式
10	バックモニター	国産メーカー	1 式

11	無線電話装置	組合支給品	1 式
12	AVM 装置	組合支給品	1 式
13	垂直昇降式テールゲートリフター	リフト能力 1000 kg以上	1 式
14	フォグランプ、ヘッドランプ (LED)	メーカー純正品	1 式
15	サイドバイザー	全席アクリル製	1 式

別表 2

付属品

No.	品 名	仕 様	数量
1	フロアマット	全席防汚型	1 式
2	スタッドレスタイヤ	標準ホイール付き	6 本
3	スペアタイヤ (夏、冬)	標準ホイール付き	各 1 本
4	自動車用 ABC 粉末消火器 6 型	ボックス付き	1 式
5	タイヤチェーン	ダブルタイヤ用	2 個
6	スノーワイパーブレード	2 本 1 組	1 組
7	荷台シート	防水又は撥水加工仕様 (朱色)	1 式
8	収納ボックス	荷台取付け	1 個
9	ラッシングベルト	規格、数量別途協議	1 式
10	非常信号用具	標準付属品 (発煙筒)	1 式
11	自動車用工具	標準付属品	1 式
12	車両取扱説明書		1 冊